

「第4次河南町地球温暖化対策実行計画」の概要

(河南町の事務・事業に係る温室効果ガス削減計画)

本町の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減に向けた取組方針を「第4次河南町地球温暖化対策実行計画」として策定し、地球温暖化対策の推進を図る。

1 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき策定。

2 適用範囲

河南町の行う全ての事務及び事業を適用範囲とする。

※新たに道路照明を対象とする。

3 主な内容

(1) 基準年度

平成25年度(2013年度)

※国の地球温暖化対策計画に準拠

(2) 計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)まで(10年間)

※国の地球温暖化対策計画に準拠

※計画期間の中間年にあたる令和8年度に中間見直しを行う。

(3) 削減目標

令和12年度に、基準年度(平成25年度)比で50%以上削減する。

※国の策定した地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定することとされていることから、政府実行計画に準じた目標設定とします。

(4) 取組の概要

- ①再生可能エネルギーの導入の推進
- ②省エネルギー設備等の導入の推進
- ③運用の改善による取組の推進
- ④その他の取組

4 推進体制及び公表

- 推進委員会及び幹事会では、計画の策定、実施、点検及び見直しを行い、事務局は計画全体の進行管理を、各課等では推進員が計画を周知し、取組みを推進する。
- 削減目標の進捗状況は、毎年度点検評価を実施し、町ホームページにより毎年公表する。